改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） （削る） 九～十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員 十～十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。